

桜憲章

(昭和54年4月1日制定)

桜精神

桜は、日本を代表する花であり、また高遠町のシンボルでもある。

桜を愛する心は、人を愛する平和の心のあらわれであって、桜を愛することを通じて、すべての人間の友情の輪が広がると共にその心が尊ばれる。

桜は、人の生活の中に育ち、人の心にさまざまな良い感化を与え、

文学、学術、鑑賞及び自然科学的な考察の糧となり、

人に重んぜられると共に、人に愛せられる。

桜は、調和のとれた自然の中で保護育成され、

十分な管理によってのみ子々孫々まで伝えられる。

1. 桜は、町民全体の貴重な財産であって、すべての町民がその真価を正しく認め機会あるごとに暖かい愛の手をさしのべ、たいせつに保護するとともに、町民以外の人に対しても十分な理解を求め、親しまれるよう努力するものである。
2. 桜の保護、育成、鑑賞に対する教育は、幼児から始め家庭、学校、職場を通じて認識を深め、桜精神に徹することが必要である。
3. 桜を損傷したり、生育のための環境条件がおびやかされるような行為から守らねばならない。
4. 桜が生育するに必要な日光と水と空気が十分与えられるとともに、施肥等の供給により土壌の改良が行われ、病虫、鳥害から守られ、常に清潔な環境が保たれることが必要である。
5. 桜が天災、病虫害、野鳥類、その他による被害の恐れがあるときは、速やかに対策をたて、その害を最小限度にとどめ、常に監視と愛の心の中に保全される。
6. 桜を伝承するため、周到な増殖計画のもとに研究を重ね、コヒガンザクラの特性が失われないよう純粋な種苗の育成につとめる。
7. 桜は高遠城址公園地内に生育するもののほか、町内に点在して生育するものについても、同様な認識をもって保護管理される。
8. 桜を愛する町民は、この地に生育するコヒガンザクラを大切にし、その意義を十分理解するとともにこの優れた樹種の町外への持ち出しは厳につつしむものとし、町民の善意によって増殖された苗木の提供は保障されねばならない。